

安曇野市明科地域アウトドアミーティング運営支援業務委託 仕様書

1 業務名称

安曇野市明科地域アウトドアミーティング運営支援業務委託

2 業務期間

契約日から令和9年1月29日まで

3 委託上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務対象箇所

安曇野市明科地域（龍門淵公園を拠点とする）

5 業務目的

安曇野市明科地域は、令和4年4月に一部過疎地域の指定を受け、人口減少や地域活力の低下が課題となっている。

本業務は、同地域が有する豊かな自然環境などの地域資源を活用し、市内外からの交流人口拡大と地域の魅力発信を図るとともに、令和10年度に龍門淵公園内に整備予定の「アウトドア拠点」活用に向けた実証的な取組を実施することで、地域内における「ヒト・モノ・コト」が循環する拠点づくりの基盤構築の支援を目的とする。

6 業務内容

（1）イベントの企画・運営

令和7～8年度にかけて、龍門淵公園及びあやめ公園を主会場とし、地域事業者や、既存の地域イベント主催者等と連携体制のもと、地域資源の魅力体験型コンテンツとして発信する全4回（春・夏・秋・冬）のイベントを実施する。各回においては、四季をテーマとした実証的な取組を展開し、多様な属性・ニーズを持つ安曇野市民及び市外来訪者の参加を促す。

令和7年度には「冬・春」をテーマに2回、令和8年度には「夏・秋」をテーマに2回のイベントを想定する。各回では、以下のような体験を通じて、滞在時間及び消費の向上を図るとともに、地域資源の活用可能性や収益性、参加者満足度等の把握を目的としたアンケート調査を実施し、分析結果を業務報告書に取りまとめる。

<実施内容>※以下内容は必須として取り入れ、イベントを組み立てる。

・アウトドア資源：地元食材を用いたBBQ体験、カヌーや水遊びなどのウォーターアク

ティビティ、火起こし・キャンプ等の体験プログラム、東山トレッキング等
・自然・文化資源：農作物の収穫体験、地域の史跡巡り、四季を活かした自然体験など

加えて、公園空間の新たな利活用方法を模索するとともに、地域におけるアウトドア文化への関心と機運を醸成することで、地域のにぎわい創出に資する取組とする。全4回の中で必ず1回は宿泊を伴うイベントを開催し、2回目以降の宿泊を伴うイベントは事業者との協議のうえ決定する。なお、宿泊場所については、龍門淵公園及びあやめ公園に限らない。

(2) その他

- ・会場設営及び撤収
- ・イベント参加者へのキャンプ用品貸与
- ・イベント参加者の宿泊費等参加費（一部徴収又は収納）
- ・アンケート調査の実施
- ・打合せ記録簿の作成・提出
- ・業務報告書の作成
- ・参加者へのアンケート調査結果報告書
- ・その他本業務の実施に関して発注者と協議の上必要と認める業務

7 成果品

- (1) 業務報告書（紙媒体1部）
- (2) 業務で作成した資料一式（紙媒体1部）
- (3) 上記（1）に係る電子データ（CD-R等）

※提出する電子データはMicrosoft Word、Excel若しくはPowerPointによるもの又はPDF形式を基本とし、ウイルス対策を行い提出するものとする。その他のデータ形式を用いる場合は、発注者と協議を行う。

8 委託料の支払

本業務の契約において、各会計年度における契約代金の支払限度額は次のとおりとする。

| | |
|-------|-----|
| 令和7年度 | 30% |
| 令和8年度 | 70% |

9 業務受託における注意事項

- (1) 業務に必要な資料情報等で安曇野市が所有するものについては貸与する。なお、業務終了後は、協議の上、返還又は廃棄すること。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

- (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報は、受託業務の遂行等以外の目的に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (4) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし、別途協議が必要な場合は、この限りでない。
- (5) 受託者は、成果品が第三者の著作権等を侵害していないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権等の侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 新型コロナウイルス蔓延や災害等その他不測の事態により、業務の全部又は一部の実施が困難となった場合は、委託者と対応策を別途協議し、対応すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- (8) 本仕様書は、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うに当たり提案の募集時において委託を予定している内容であり、契約の締結に際しては、受託候補者の提案内容等を踏まえ、協議のうえ修正を行うことがある。

10 担当部署（問合わせ先・書類提出先）

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地

安曇野市政策部政策経営課企画担当

担当：小林拓海

TEL 0263-71-2401 FAX 0263-71-5155

E-Mail seisakukeiei@city.azumino.nagano.jp

(別記)

個人情報の取り扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(機密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者に委託し、又は請け負わせてならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録

された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(指示)

第14 発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 全号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が受注者が第三者への発注等をし、当該第三者等において発生した場合であっても、当該受注者が負うものとする。